入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。 以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び尾道市契約規則(昭和39年規則第28号。以 下「規則」という。)第26条の規定により公告する。

平成29年12月19日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 調達内容

(1) 事業名称

尾道市クリーンセンター等への自動販売機設置事業

(2) 事業の目的

尾道市の施設内に自動販売機を設置する事業者を競争入札制度により募集することで、本市 資産を有効活用し、新たな歳入を確保するとともに、契約の公平性・透明性の確保を図る。

(3) 貸付期間

平成30年(2018年)4月1日から平成35年(2023年)3月31日までの5年間とする。 ※ 更新は行わない。

- (4) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積
 - ·①~⑪までは1物件ずつ入札を行い、®-1~®-9は一括して入札を行う。

	© 6 × 6 × 6 × 6 × 7,5 11 7 × 6	711021311	י יש יוג ווט כאיזנצוו אי			
物件 番号	施	設	設置 台数	位置図	貸付面積	販売形態
1)	尾道市クリーン センター	1階ロビー 階段横	1台	図面番号1	1. 62 m²	紙カップ
2	"	1 階ロビー 自動ドア横	1台	図面番号1	1. 28 m²	条件なし
3	II.	1 階ロビー 階段前	1台	図面番号1	1. 28 m²	条件なし
4	おのみち地区 し尿処理場	洗車場西側	1台	図面番号2	2. 30 m²	条件なし
5	サンボル尾道	1階ロビー	1台	図面番号3	1. 90 m²	条件なし
6	新尾道駅	市民ギャラリー 出入口	1台	図面番号4	2. 00 m²	条件なし
7	"	市民ギャラリー EV前	1台	図面番号4	2. 00 m²	条件なし
8	尾道市農村環境 改善センター	1 階図書資料コーナー	1台	図面番号5	1. 50 m²	条件なし
9	尾道勤労者体育 センター	玄関入口 (屋外)	1台	図面番号6	1. 75 m²	条件なし

10	尾道勤労者体育 センター	1階ロビー	1台	図面番号6	1. 55 m²	条件なし
(1)	尾道南高等学校	多目的教室棟横 (屋外)	1台	図面番号7	1.71 m²	条件なし
12	因島アメニティ 公園	交流棟前 (屋外)	1台	図面番号8	1.80 m²	条件なし
13	II	交流棟前 (屋外)	1台	図面番号8	1.80 m²	条件なし
14)	尾道市民センタ ーむかいしま	1階ロビー	1台	図面番号9	1.00 m²	条件なし
15	名荷ふれあい交 流広場休憩施設	休憩所 (屋外)	1台	図面番号10	1. 19 m²	条件なし
16	瀬戸田港旅客待 合所	南側 (屋外)	1台	図面番号11	1. 70 m²	景観配慮型
17)	II.	1階 待合スペース	1台	図面番号11	1. 70 m²	条件なし
18-1	尾道市消防局 庁舎	1 階 車庫棟横	1台	図面番号 12	3. 00 m²	条件なし
18-2	JJ	2階食堂	1台	図面番号13	2. 00 m²	条件なし
18-3	JJ	4階南西側	1台	図面番号 14	2. 00 m²	条件なし
18-4	尾道西消防署 庁舎	3階自動販売機コーナー	1台	図面番号 15	2. 00 m²	条件なし
18-5	尾道消防署 北出張所庁舎	1階ホール	1台	図面番号 16	2. 00 m²	条件なし
18-6	尾道消防署 向島分署庁舎	1階ホール	1台	図面番号17	2. 00 m²	条件なし
18-7	尾道消防署 御調分署庁舎	1階ホール	1台	図面番号 18	2. 00 m²	条件なし
18-8	因島消防署庁舎	3階食堂	1台	図面番号 19	2. 00 m²	条件なし
18-9	因島消防署 瀬戸田分署庁舎	1階ホール	1台	図面番号 20	1. 10 m²	条件なし

※1 各施設の開庁日・時間は、次のとおりである。

物件番号	開 庁 日	開庁時間
1)~4)	月曜日~金曜日(祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く。)	8:30~17:15
(5)	年末年始(12/29~1/3)を除く日	8:30~21:00
6.7	全日	7:30~19:45
8	火曜日~日曜日(年末年始(12/29~1/3)を除く。)	9:00~22:00
9 • 10	祝日(体育の日・勤労感謝の日を除く。)、年末年始(12/28 ~1/4) 及び 8/15 日を除く日	9:00~21:00
1	月曜日〜金曜日(祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く。) ※ 上記の閉館日に加え生徒の休業期間(3/21~~4/5、7/21~8/31、12/24~1/6)がある	13:10~21:40
12 • 13	全日	24 時間
14)	年末年始(12/29~1/3)を除く日	8:30~22:00
15 • 16	全日	24 時間
17)	全日	6:20~21:00
18−1∼9	全日	24 時間

- ※2 各施設に設置してある自動販売機の販売状況は、次のとおりである。
 - ・年間売上は、H28.4~H29.3までの実績
 - ・年間利用者数等は H28 年度実績、職員数は H29.4.1 現在

物件 番号	販売形態	主な販売単価	年間売上	施設の年間利用者数等
1)	紙カップ	80 円~100 円	7,217本	
2	缶・ペットボトル	110円~160円	2,611 本	職員数 45人
3	缶・ペットボトル	120 円~150 円	4,528本	
4	缶・ペットボトル	120円~150円	4,751本	職員数 1人 運転員 6人
5	缶・ペットボトル	120 円~160 円	7,007本	利用者数 63,428 人
6	缶・ペットボトル	130円~160円	8,474本	不明
7	缶・ペットボトル	120 円~150 円	3,130本	不明
8	缶・ペットボトル	120円~150円	2,506本	利用者数 14,468 人
9	缶・ペットボトル	120 円~150 円	4,060本	尾道勤労青少年ホーム 7,018人
10	缶・ペットボトル	120 円~140 円	3,344本	尾道勤労者体育センター24,396人
(1)	缶・ペットボトル	130円~160円	8,099本	教職員23人、生徒83人
12	缶・ペットボトル	120 円~150 円	6, 189 本	因島アメニティ公園 5,732人
13	缶・ペットボトル	120円~150円	6,545本	しまなみビーチ海水浴 40,770人
14)	缶・ペットボトル	120円~150円	7,759本	利用者数 235,598 人 職員数 26 人
15	缶・ペットボトル	130 円~160 円	6,361本	不明

16	缶・ペットボトル	120円~160円	6,748本	瀬戸田港乗降者数 137,854 人
17)	缶・ペットボトル	130円~160円	13,730 本	概尸田伦米阵有数 137,634 八
18-1	缶・ペットボトル	120円~210円	7,961本	
18-2	缶・ペットボトル	120 円~210 円	2,249 本	職員数 75人
18-3	缶・ペットボトル	120 円~210 円	3,398本	
18-4	缶・ペットボトル	120 円~210 円	1,477本	職員数 39人
18-5	缶・ペットボトル	120 円~210 円	2,147本	職員数 10人
18-6	缶・ペットボトル	120 円~210 円	2,936本	職員数 20人
18-7	缶・ペットボトル	120 円~210 円	1,780本	職員数 20人
18-8	缶・ペットボトル	120 円~210 円	3,890本	職員数 35人
18-9	缶・ペットボトル	120 円~210 円	1,578本	職員数 20人

※3 施設の所在地及び施設の詳細についての問合せ先

	州土地及り地域の評別でラグ・くの同日で元
物件番号	施設所在地・問合せ先
①~③	尾道市クリーンセンター(尾道市長者原一丁目220-75) 衛生施設センター施設管理係 徳重 TEL:0848-48-2900 FAX:0848-48-2820 MAIL:eisei@city.onomichi.hiroshima.jp
4	おのみち地区し尿処理場(尾道市東尾道19-5) 衛生施設センター施設管理係 徳重 TEL:0848-48-2900 FAX:0848-48-2820 MAIL: eisei@city.onomichi.hiroshima.jp
(5)	サンボル尾道(尾道市向東町8670番地2) 尾道市役所総務課 石井 TEL:0848-38-9332 FAX:0848-37-2740 MAIL: somu@city.onomichi.hiroshima.jp
6 • 7	新尾道駅市民ギャラリー(尾道市栗原町9381- 4) 産業部観光課 山口 TEL:0848-38-9184 FAX:0848-38-9293 MAIL: kanko@city.onomichi.hiroshima.jp
8	尾道市農村環境改善センター(尾道市木ノ庄町木門田 2 9 0 7番地 7) 産業部農林水産課 石井 TEL:0848-38-9212 FAX:0848-37-2377 MAIL:norin@city.onomichi.hiroshima.jp
9 • 10	尾道勤労者体育センター(尾道市西土堂町18番5号) 教育委員会生涯学習課尾道勤労青少年ホーム 重盛 TEL:0848-22-5396 FAX:0848-22-5396 MAIL:sei-home@city.onomichi.hiroshima.jp
11)	尾道南高等学校(尾道市長江二丁目10番34号) 尾道南高等学校事務室 藤本 TEL:0848-37-4945 FAX:0848-37-4393 MAIL: minamiko@city.onomichi.hiroshima.jp

12 • 13	アメニティ公園交流棟(尾道市因島大浜町89番地1) 因島総合支所しまおこし課 金本 TEL:0845-26-6212 FAX:0845-22-2203 MAIL:insm.okoshi@city.onomichi.hiroshima.jp
4	尾道市民センターむかいしま(尾道市向島町5531番地1) 向島支所しまおこし課 平谷 TEL:0848-44-0110 FAX:0848-44-2569 MAIL: mksm. okoshi@city. onomichi. hiroshima. jp
ⓑ~⑰	名荷ふれあい交流広場休憩施設(尾道市瀬戸田町名荷1109番地地先) 瀬戸田港旅客待合所(尾道市瀬戸田町瀬戸田214番地14) 瀬戸田支所しまおこし課 新苗 TEL:0845-27-2213 FAX:0845-27-0147 MAIL: std. okoshi@city. onomichi. hiroshima. jp
18−1~18−9	尾道市消防局(尾道市東尾道18番地2) 尾道西消防署(尾道市新浜一丁目5番3号) 尾道消防署北出張所(尾道市美ノ郷町白江507番地1) 尾道消防署向島分署(尾道市向島町5931番地) 尾道消防署御調分署(尾道市御調町大田26番地1) 因島消防署(尾道市因島中庄町1347番地1) 因島消防署瀬戸田分署(尾道市瀬戸田町鹿田原1番地29) 尾道市消防局総務課 林 TEL:0848-55-9121 FAX:0848-55-9132 MAIL: shobo. somu@city. onomichi. hiroshima. jp

- ※4 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含む。なお、回収ボックス設置方法及 び使用済み容器の回収方法の詳細については、事前に尾道市の承諾を得れば、落札者間で 協議の上、決定することができる。
- ※5 上記に記載した台数の自動販売機を必ず設置すること。
- ※6 貸し付ける物件は、飲料用自動販売機(酒類不可)の設置以外の用途で使用することはできない。
- ※7 自動販売機の主な利用者は、施設利用者、当該施設職員等である。
- ※8 複数の物件に応募することも可能である。
- ※9 入札申込に当たっては、必ず現地の状況等を確認したうえで申し込むこと。
- ※10 自動販売機設置に伴い発生する費用は、原則、設置事業者の負担となる。

(5) 貸付料 (年額)

貸付期間中の貸付料(年額)は、落札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。 なお、貸付料(落札価格)には、光熱水費等は含まないものとする。

2 入札の方法等

- (1) 一般競争入札により落札者を決定する(入札は、物件番号ごとに行う。)。
- (2) 全ての物件(物件番号①~18-9)に入札参加することができる。

3 使用する言語、通貨及び単位

言 語:日本語

通 貨:日本国通貨

単 位:日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

4 入札の日時等

(1) 入札の実施

入札期日	平成30年1月25日(木	2)
入札時間	物件番号 ①	午前9時00分
	物件番号 ②	午前9時10分
	物件番号 ③	午前9時20分
	物件番号 ④	午前9時30分
	物件番号 ⑤	午前9時40分
	物件番号 ⑥	午前9時50分
	物件番号 ⑦	午前10時00分
	物件番号 ⑧	午前10時10分
	物件番号 ⑨	午前10時20分
	物件番号 ⑩	午前10時30分
	物件番号 ⑪	午前10時40分
	物件番号 ⑫	午前10時50分
	物件番号 ①	午前11時00分
	物件番号 ⑭	午前11時10分
	物件番号 ①	午前11時20分
	物件番号 16	午前11時30分
	物件番号 ⑰	午前11時40分
	物件番号 18-1~18-9	午前11時50分
入札場所	尾道市役所本庁舎4階応接	室(尾道市久保一丁目15番1号)

(2) 入札の受付等

- ア 入札参加者は、入札・開札がすべて終了するまでの間、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室から退室することはできない。
- イ 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できない。
- ウ 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- エ 入札終了後、落札者に契約説明を行うので、申込者又は代理人が必ず出席すること。

5 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれかの日においても、尾道市の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号か

ら第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。
- (7) 尾道市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 入札参加に関する留意事項

- (1) 入札保証金免除する。
- (2) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- エ 入札者が2以上の入札をしたとき。
- オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ク 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (3) 入札の執行
 - ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面(以下「委任状」という。) を提出すること。
 - イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者 に直接提出すること。
 - ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りは禁止する。
 - エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止する。
 - オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室できない。
 - カ 入札書類は、様式集の入札書(様式第1)、入札辞退届(様式第2)、委任状(様式第3) を使用すること。
- (4) 入札書の記載方法等

入札書(様式第1)には、消費税及び地方消費税を含めない年額(1年間分)の貸付料を記載すること。(貸付期間は、平成30年(2018年)4月1日から平成35年(2023年)3月31日までの5年間)消費税及び地方消費税を含めない金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めない金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札者が持参するもの
 - ア 印鑑(入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人 使用印)

- イ 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)
- ウ 委任状(代理人によって入札する場合)
- (6) 落札者の決定
 - ア 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行う。
 - イ 落札者は、次の方法により決定する。
 - (ア) 規則第29条の規定に基づき、尾道市が予定する年額(1年間当たり)の貸付料(消費税及び地方消費税を含まない。)以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (イ) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者がくじを引いて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - ウ 落札者はその権利を他者に譲ることはできない。
- (7) 入札の結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。

7 契約手続

- (1) 契約の締結等
 - ア 落札者は、平成30年2月9日(金)までに別添契約書(案)に基づき、尾道市と自動販 売機設置に係る有償定期建物賃貸借の契約を締結するものとする。
 - (ア) 契約は、「落札者」名義で締結する。
 - (イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願(様式第6)を尾道市に提出する。
 - (ウ) 契約の締結に係る一切の費用(印紙代等)は、落札者の負担となる。
 - イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失う。
 - ウ 契約書2通を作成し、各自その1通を保有する。
- (2) 契約保証金

免除する。

8 入札までのスケジュール

(1) 一般競争入札参加資格確認申請(入札申込)

【配布資料】

入札公告様式集

契約書(案)

(2) 募集に関する質問の受付及び回答

この入札公告に関する質問は、次のとおり受け付ける。

受付期間	平成29年12月19日(火)~平成30年1月15日(月) 午前8時30分~午後5時(ただし、正午~午後1時を除く。) ※閉庁日(土曜日、日曜日、祝日及び12/29~翌年1/3) は受付を行わない。
提出方法	様式集の質問書(様式第4)に記入の上、持参、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出すること。 郵送の場合は、上記の期限までに必着のこと。

提	出	先	尾道市総務部総務課 石井
			所在地 〒722-8501 尾道市久保一丁目 15番 1 号
			TEL: 0848-38-9332 FAX: 0848-37-2740
			MAIL: somu@city.onomichi.hiroshima.jp
□ :	答方	法	ホームページに掲載する。

(3) 入札参加資格(入札申込)の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について尾道市の確認を受ける必要がある。

ア 申請書類の提出(提出部数各1部)

受付期間平成29年12月19日(火)~平成30年1月15日(月午前8時30分~午後5時(ただし、正午~午後1時を除く ※閉庁日(土曜日、日曜日、祝日及び12/29~翌年1/3) は受				わない。
提出方法	持参	に集の入札参加資格確認申請書(様式第5)に必要事項 注又は郵送により申し込むこと。 きの場合は、上記の期限までに必着のこと。	を記入・	押印し、
		事項	法人	個人
	1	入札参加資格確認申請書(様式第5)	0	0
	2	商業登記簿謄本(写しでも可)	0	
提	3	印鑑証明書(原本)	0	0
出書	4	完納証明書(尾道市に納付すべき市税の滞納がない ことを証明したもの〔写しでも可〕。尾道市に納税 義務のない者を除く。)	Δ	Δ
類	5	納税証明書(国に納付すべき消費税及び地方消費税 の未納税額がないことを証明したもの〔写しでも 可〕)	0	0
	6	設置する自動販売機のカタログ(販売商品・単価含 む。)	0	0
提 出 先 8-(2) 提出先に同じ				

[※] ③については、発行後3か月以内の原本とする。

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して書面により通知する。

9 貸付料の支払方法

- (1) 落札者は、尾道市の発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、その年度に属する貸付料(1年間分の貸付料)を尾道市に支払わなければならない。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。)した場合は、尾道市の指定する日までに支払うものとする。
- (2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払いを請求するとともに、契約を解除することがある。

10 その他の留意事項

(1) 「自動販売機設置」事業関連規定の遵守

尾道市と本件自動販売機設置事業に係る有償定期建物賃貸借契約を締結した落札者(以下「自動販売機設置事業者」という。)は、この公告に記載した事項及び契約書(案)に定める事項について遵守しなければならない。

(2) 自動販売機の設置方法等

具体的な自動販売機の設置方法等については、尾道市と自動販売機設置事業者が協議の上決 定する。

(3) 自動販売機設置に係る経費

自動販売機の設置、撤去、維持管理(光熱水費等)及び原状回復に関する一切の経費(コンセントのない箇所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。)は、自動販売機設置事業者の負担とする。

(4) 自動販売機の設置に伴う承認等

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、自動販売機設置承認申請書(様式第7)に自動販売機の設置内容(設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等)を記載の上、尾道市に提出し、承認を得る必要がある。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様とする。

(5) 自動販売機の撤去

自動販売機設置事業者は、尾道市が定める自動販売機台数を満たさなければならない。 なお、契約期間の満了等により、賃貸している面積を尾道市に返還する場合は、様式集の借 受財産返還書(様式第8)を提出して尾道市の承諾を得るものとする。

(6) 貸付料の返還 納付済みの貸付料は、返還しない。

(7) 自動販売機設置事業者の責任

ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関するすべての事項について一切の責任を負 うものとする。

イ 自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び 負担において解決するものとする。

(8) その他

詳細な条件については、別紙仕様書による。

仕 様 書

1 契約の方法等

- (1) 借地借家法 (平成3年法律第90号) 第38条の定期建物賃貸借契約(以下「契約」という。) によるものとし、契約の更新はしません。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定(同項を準用する場合を含む。)に基づき、尾道市において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがあります。
- (3) その他、自動販売機設置事業者が尾道市の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。
- 2 設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「自動販売機 設置事業者」という。)の遵守事項
 - (1) 商品
 - ア 販売可能商品

缶容器、ペットボトル容器又は紙カップ入り等の清涼飲料水類(酒類不可)とします。

イ 商品販売価格(消費税及び地方消費税を含む。)

商品販売価格は、原則、市場価格を上限とします。市場価格より安く販売することは歓迎しますが、入札に当たって特別の配慮はいたしません。

ウその他

隣接する階に設置する自動販売機には、なるべく同じ銘柄の商品を置かないなど、可能な 範囲で商品ラインナップが偏らないよう配慮してください。

(2) 自動販売機

ア デザイン

自動売機のデザイン(外観色を含む。)は、周辺環境に配慮するなど、可能な限りユニバーサルデザインとします。ただし、紙カップ式自動販売機は、この限りではありません。

イ 環境対策

自動販売機の機種は、省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。また、ノンフロン対応とした機種等に努めるものとします。

ウ 安全対策

(ア) 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付規準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守した措置を講じるものとします。

(4) 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)、「自動販売機の食品衛生に関する自主的 取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとしま す。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければなりません。

エ 防犯対策

(ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用

による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。

(イ) 屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、 犯罪防止に努めるものとします。

オ 使用済み容器の回収

回収ボックスは、貸付面積内に設置するものとします。また、回収ボックスの設置は、原 則、自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇(貸付面積内)に設置し、定期的に回収す ることとします。

- (ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とします。
- (イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用 済容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とします。
- (ウ) 使用済容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理することとします。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。

カ その他

- (ア) 自動販売機設置事業者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収 及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこととし ます。
- (4) 自動販売機設置事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこととします。
- (ウ) 自動販売機設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持 に努めるほか、故障時には即時対応することとします。

(3) 費用負担等

- ア 自動販売機に係る電気料は、原則として、自動販売機設置業者の責任において、使用料を 計測するための副メーターを設置するものとします。(メーター設置費用及び計量法(平成4 年法律第51号)に基づく取り替えの費用も設置業者の負担とします。)電気料の算定方法は 次のとおりです。
 - ※ 電気料(月額(円未満切捨て)消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) = (電気料金単価×当該子メーターの表示する月間消費電力量)

イ 管理・運営

- (ア) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、自動販売機設置事業者が負担します。
- (イ) 売上手数料は、徴収しません。
- (ウ) 売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置(コンセントのない箇所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。)及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。
- (エ) 建物 (天井・壁・床) に尾道市で設置した機器等について、小破修繕及び自動販売機設置事業者の責めに帰する修繕は、原則として自動販売機設置事業者の負担とします。契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおいて、自動販売機設置事業者自らが投じた有益費及び必要費があっても、自動販売機設置事業者はこれらを一切尾道市に請求す

ることができません。

- (オ) 尾道市が設置した機器等が故障又は劣化等により使用不能になった場合は、原則として 尾道市の負担で撤去等するものとします。その際、設備等を改めて設置する必要がある場 合は、自動販売機設置事業者に応分の負担を求める場合があります。
- (カ) その他修繕の負担で疑義等が生じた場合は、尾道市と自動販売機設置事業者が協議するものとします。

ウ 貸付場所の返還

自動販売機設置事業者は、契約の解除等により自動販売機を撤去する場合において原状に回復して尾道市の確認を受けなければなりません。

エ 自動販売機設置に伴う事故

尾道市の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置事業者がその責めを負います。

オ 商品等の盗難及び破損

- (7) 尾道市の責めに帰することが明らかな場合を除き、尾道市はその責めを負いません。
- (イ) 自動販売機設置事業者は、商品及び自動販売機が破損等したときは、自らの負担により 速やかに復旧しなければなりません。

3 用途の指定等

(1) 用途の指定

貸付物件は、自動販売機の設置のみに使用するものとし、入札公告に記載した条件を遵守していただきます。

- (2) 用途以外の利用等
 - ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めません。
 - イ 指定用途及び貸付面積の範囲内において、入札公告に記載した自動販売機の設置台数を遵 守しなければなりません。
 - ウ 設置した自動販売機を停止させ、又は撤去する場合は、事前に尾道市の承諾を必要とします。
 - エ 施設は善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければなりません。
 - オ 貸付物件について、大規模災害時等に、尾道市で一時的に使用することがあります。また、 その際、自動販売機設置事業者で設置している自動販売機等の撤去等をお願いする場合があ ります。
 - カ その他尾道市の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければなりません。

(3) 営業上の注意

ア 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担で実施してください。

イ 必要な資格等

自動販売機設置等に係る運営に当たり、必要となる資格又は資格者は、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担で対応してください。

ウ 衛生管理

自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する衛生管理に十分注意を払うとともに、 食品衛生上の問題については、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処して ください。

エ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

尾道市が行う電気設備等の法定点検等(絶縁測定等)に関し、自動販売機設置事業者は協力してください。また、自動販売機設置事業者は日ごろから衛生管理等に努め、必要な点検等を自動販売機設置事業者において、実施してください。

(4) 再委託等の制限

自動販売機設置事業者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、事前に書面により尾道市の承認を受けた場合は、この限りではありません。

(5) 譲渡又は転貸の禁止

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は承継させてはなりません。また、その権利を担保に供してはなりません。

(6) 搬入·搬出等

自動販売機設置事業者は、関係法規及び尾道市の庁舎管理者等が定める規定を遵守し、荷物の搬入、搬出、運搬等を行ってください。その際、事前に尾道市の承認を得るものとします。

(7) 保険

自動販売機設置事業者は、食中毒等に係る賠償責任保険に加入するなど、自動販売機により発生した食中毒等に対して、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処してください。

(8) 営業の報告

自動販売機設置事業者は、毎年度末に、本業務について、業務ごとの毎月の売上本数、毎月の売上額及び年間の収支状況を尾道市に報告してください。

(9) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を尾道市に報告してください。

(10) 清掃、ゴミ処理

自動販売機設置事業者は、常に自動販売機の周辺等を清掃し、清潔に保ち、空き缶、空き瓶 等については、関係法令を遵守し、適切に処理してください。また、自動販売機設置により発 生したゴミの処分に係る一切の費用は自動販売機設置事業者の負担とします。

(11) 打合せ等

自動販売機設置事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて尾道市と打合せを行うものとします。

(12) 情報の適正な管理

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(13) 個人情報の保護

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、尾道市個人情報保護条例(平成6年条例第2号)を遵守するものとします。

(14) 業務の履行に関する措置

尾道市は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行するに当たって、著しく不適当と認められるときは、自動販売機設置事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を

とるべきことを要求します。自動販売機設置事業者は、上記要求があったときは、当該要求に 係る事項について対応措置を決定し、尾道市の指示に従い、必要な措置を講じるものとします。

(15) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ

自動販売機設置事業者は、本業務が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、尾道市に対して円滑な施設等の引渡しを行うものとします。

4 貸付料

- (1) 年額の貸付料は、落札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。
- (2) 自動販売機設置事業者は、尾道市の発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、その年度に属する貸付料を尾道市に支払わなければなりません。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。)した場合は、尾道市の指定する日までに支払うものとします。
- (3) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、御注意ください。
- (4) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年2. 7%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料を加算して尾道市に支払っていただきます。 なお、契約締結後、貸付料の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、契約を解除する場合がありますので、注意してください。
- (5) 納付済みの貸付料は、返還しません。

5 解除通知

自動販売機設置事業者が賃料を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除します。

6 原状回復

自動販売機設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して尾道市の指定する期日までに返還しなければなりません。

7 保険

自動販売機設置事業者は、火災等に係る借家人賠償保険に加入するなど、自動販売機により発生した火災等に対して、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処するものとします。

8 その他

この仕様書の定めのほか、事業の実施に関し疑義があるとき、又は使用について疑義が生じた ときは双方協議の上、解決するものとします。